

令和元年度 第7回江津市農業委員会総会

日時：令和元年10月21日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第5 その他

○ 出席農業委員（9名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子  
6 番大村理之 8 番田代和秋 9 番深野政勝 10 番原田和徳  
11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（9名）

崎谷靖徳、佐々木康規、河村博幸、流理森、湯浅憲昭、仲津和法  
吉岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第7回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。先月から大きな台風が15号19号と、関東や東北に大きな被害が及んでいます。更に20号21号と台風が発生しているようで、私共の方にも被害が無いように思っている所でございます。そのような中で、皆様には利用状況調査をして頂きまして、本当にご苦労さまでした。また、農

林水産課の方から、来年度に向けた水田の作付け意向調査が、今月末の締め切りをもって進められております。意向状況を見ながら耕作放棄地をなるべく減らしていきたいと思っています。こういった総会においても、人農地プランの話を見せて頂いていますけれど、今日もこの総会後に農林水産課の方から人農地プランについて、話をさせて頂く予定になっています。委員の皆様におかれましては、農林水産課と合わせてヒアリングの日程やアンケートの内容等の話を進めて頂いている所でございます。現在、色々と担い手の問題や受け手の問題があるように聞いておりますけれど、こういった人農地プランの実質化に向けた取り組みを進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力ご支援をよろしく願いいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第7回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員と山本委員、佐々木要推進委員と井上推進委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、2番 山田委員、3番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法 第3条

《 桜江町八戸 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●番、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●番、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、

面積は●●㎡です。田が2筆で●●●●㎡、畑が3筆で●●●●㎡、合計5筆で●●●●㎡です。権利は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に居住しており耕作が出来ない。また、申請地は譲渡人の夫で譲受人の兄の土地であった為、義弟である譲受人に無償で譲りたいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人より譲り受けて、先祖から耕作している農地を耕作し農業を守っていききたいということです。世帯の稼働人員は5人中2人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は田代委員です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

8番委員 位置図の1ページをご覧ください。図面上の方は市山側になります。下に向かって行くと八戸ダムがあります。下側が上流で上側が下流になります。場所は家古屋川と八戸川の合流地点になります。八戸ダムから約1キロ下流になる場所です。譲渡人は譲受人の兄の奥様で、旦那さんが亡くなられてから弟さんの方へ土地を譲りたいということです。弟さんの方も申請事由のとおり、昔からの農地を守っていききたいということで、今後も頑張っってやっていきたいということでした。申請地の近くに、●●●●さんという家がありますが、●●●●さんは親元になります。申請のとおり、頑張っってやっていきたいということですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 一つ付け加えますが、譲受人と譲渡人とお母さんが3人で話し合われて、この結果に至ったそうですので、よろしくをお願いします。

会 長 それでは、この件について何かご質問等はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 波子町 》

会 長 次に日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。今回の申請は、譲渡人が6名で6筆ありますが、場所が隣接しており申請人が同一でありますので、一括審議といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページと4ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。権利は所有権移転です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●経営の方です。転用目的は●●●●を建てるということです。転用理由は、現在の●●●●が老朽化しているため、新しく●●●●を建築し利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は土地造成費を含み10a当り●●●千円です。担当委員は大村委員で、工期は許可の日から●●●●です。続きまして●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は先程と同じく●●●●さんです。続きまして●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は先程と同じく●●●●●さんです。続きまして●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は先程と同じく●●●●●さんです。続きまして●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は先程と同じく●●●●●さんです。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6番委員 位置図の2ページをご覧ください。真ん中に縦に走っているのは、山陰線です。その上の方にあるのは●●駅になりまして、●●駅から下に進むと●●●●に向かう遊歩道になります。その周辺に申請地がございまして、東側に1筆ほど

他の農地所有の方がおられるのですが、同意は出ております。それと、雑排水は下水の方に流すということです。ご審議の程よろしくお願いします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 　次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さんが2分の1、住所は●●●●、無職の方。●●●●さんが2分の1、住所は●●●●、会社員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を取得し個人住宅を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は造成費を含みまして10aあたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から●●●●日です。以上です。

会 長 　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 　位置図の3ページをご覧ください。左側に国道9号線がありまして、その左側には山陰本線が通っております。9号線沿いに●●●●店がございますが、その建物の横を9号線から入りまして、約100mの所に申請地がございます。現地はまだ少し野菜等が作られているような状況ですが、周辺は住宅化されておりますので、悪影響を与えるようなことは無いと考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の4ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受け、個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10a当り●●●●千円です。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図の4ページをご覧ください。上の中央部分から左下に通っている道路は通称産業道路です。上の方が嘉久志方面で、下の方が都野津方面になります。場所は●●●●という所で、ここは区画整理で造成をして宅地化した所です。問題は無いと思いますが、場所は産業道路を嘉久志方面から進んで来ますと、●●●●に入りまして突き当たりを左折して100m位進んだ所が申請地になります。現状は、周辺には耕作をしているような所は無く住宅が建っています。申請地も現状、何年も耕作しているような様子はありません。草刈りを年に1回はされているかなという感じです。隣接地に畑はありませんし住宅が建っていますので、問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご

質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 波積町本郷 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の5ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。権利は賃貸借です。貸付人は●●●●さん、住所は●●●●、左官業の方です。借受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●業務の方です。転用目的は太陽光発電施設の設置です。転用理由は、申請地を借りて太陽光発電施設を設置したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は年額10a当り●●千円です。担当委員は柳原委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、柳原委員から調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 位置図の5ページをご覧ください。中央斜めに通っているのが、県道大田井田江津線です。ここは、●●●●の●●●●地内となります。付け替え県道が今新しく上がっておりまして、●●●●さんというお宅まで道が上がっております。その付け替え県道から南へ約800m入った所に申請地がございます。近くに●●●●さんと言う家がありますが、その真後ろに位置します。ここは10年位前ですが、ここのお父さんが元気な頃に牛を飼っておりまして、その時に牧草地を蒔いていた所です。賃貸人の●●●●さんは三男で、田んぼと家の周りの草刈りは米子におられる長男が、年に何回か全部草刈りをされているようです。この畑ほどは耕作出来ないけど草は刈っておられるようで、今回太陽光発電の方をされたいということで、申請を出されたそうです。他に田畑が

少しあるのですが、お兄さんが帰られて耕作されているそうです。この申請地の所は手が付けられないので、太陽光発電として貸し付けたいという事ですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第4、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。まず、1ページをご覧下さい。今回は●●地区で●●●●と●●●●が出ております。●●●●は畑が6筆で●●●●㎡です。新規が●●●●㎡で再設定が●●●●㎡となっております。●●●●は畑が9筆で●●●●㎡です。新規が●●●●㎡で再設定が●●●●㎡となっております。次に2ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、松江市黒田町432番地1の方です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●千円です。賃貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●千円です。賃貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●



の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。次に3ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡の内●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。合計で●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。次に4ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。合計2筆で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。次に5ページをご覧ください。●●●●、登記

簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年2ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　私の方から二点ほど質問ですが、一点は賃借料について新規で●●●千円と●●●●円とありますが、この差は何かあるのでしょうか。それと、もう一点ですが、受け手は1人では無く2人ですか。つまり、中間管理機構から既に受け手が決まっているのだらうと思いますが・・・。

○番委員 　よろしいでしょうか。これは、生産者は●●●●です。それから、私から農林水産課の方へ提案なのですが、皆さん●●●●と言われてもイメージとして、どこに土地があるか分からないと思います。大まかな地図でも良いので、どこにどういうふう集積になっているかというものを、今後は付けて頂けたら有り難いです。今までの過去の例で言いますと、上河戸、下河戸、波積等イメージとして分かりますが、どのくらいの集積の所で農地中間管理機構の方で、今まで受けておられた方が再契約もしくは新規をまとめて利用権の設定をされているか、そうすれば大体の現状が分かってくるかと思えます。

会 長 　事務局いかがでしょうか。

事務局長 　今言われました集積計画については、農林水産課の方から出ていますので、場所が分かる地図を付けるように伝えたいと思います。

会 長 　まさに、人農地プランで地図を落とし込んでいかないといけませんので、よろしく願います。あと、賃借料の違いについてはどうでしょうか。

●番委員 おそらく、●●●●さんが操業されて 15 年から 16 年になるので、一つの契約が切れた段階で桑茶さんの方はそのまましたいのだろうけれど、希望として●●●●円に上がったという経過ではないかと思います。今まで●●●●円か●●●●円で。

●番委員 当初は相当前からされているので、その頃は●●●●円とか●●●●円でした。それから●●●●円がずっと続いていまして、最近になって●●●●円では難しいので、もっと下げてくれという話になった。そうすると、貸し出す方はもういいですよとなって、それで●●地区はほとんど●●●●円になった。中には無償だというぐらいの所もあるようですが、桑茶さんはずっとそれを●●●●円でしておられる。

会 長 賃借料の違いは、日照権等が関係しているのかと。

●番委員 いや、それは無いと思います。

会 長 わかりました。他にご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 7 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 11 月 20 日の水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前 10 時 30 分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員